

平成 30 年 7 月 11 日  
記者発表資料

## 平成 30 年定期監査の中間結果等について

監査委員は、平成 29 年 12 月 28 日から平成 30 年 4 月 25 日までの間に、出先機関 357 箇所のうち 98 箇所について、定期監査を実施し、23 箇所で 34 件の指摘事項が認められました。また、平成 30 年 4 月 24 日に、本庁機関1箇所について、随時監査(臨時財務監査)を実施し、1 件の指摘事項が認められました。

### 【平成 30 年定期監査の中間結果】

実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
			不適切事項		要改善事項	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
98	23	34	21	32	2	2

(参考) 平成29年定期監査の中間結果

101	32	42	32	42	0	0
-----	----	----	----	----	---	---

不適切事項とは、「法令に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

#### 1 特記すべき不適切事項

同一箇所での同一の法律・規則違反が3回以上行われた事案・・・4件

##### (1) 収入

##### 督促状の未発行

- 児童保護措置費自己負担金等の収入未済41件、398,101円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。

(福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所)

- 短期入所利用者自己負担金等の収入未済10件、60,820円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負担金の収入未済12件、52,071円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立総合療育相談センター)

##### 寄付金収入に係る事務処理誤り

神奈川県動物保護センター建設基金に係る現金による寄附金収入15件、220,000

円について、自所属の収入とすべきところ、生活衛生課の収入として処理していた。また、当該収入金を出納員へ引き継ぐ際に、神奈川県財務規則に定める現金集計表を作成していなかった。さらに、現金出納簿への記載に当たり、受入額、払出額の累計額を誤って 11,000 円過大に記載していた。

(注) 現金集計表を作成していなかったことのみが規則違反に該当

(健康医療局 神奈川県動物保護センター)

## (2) 財産

### 車両の定期点検整備の未実施

藤沢土木事務所が管理する自家用小型貨物自動車 3 台について、道路運送車両法の規定により使用者に義務付けられている六月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。

(県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所)

## 2 要改善事項

経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案・・・2件

### A 重油の調達に関する件

水産技術センターは、漁業調査指導船の動力燃料である A 重油について、年間を通じて継続的かつ定期的に調達しており、年間の執行予定額が約 1 千万円であるため、年間契約等を締結する場合には一般競争入札を実施することになるところ、月 1 回の給油の都度、特定の 3 事業者による見積合せにより契約相手方を決定していた。

(環境農政局 神奈川県水産技術センター)

### 船舶等の有効活用に関する件

水産技術センター内水面試験場は、使用実績のない船舶 2 隻並びにこれら船舶に付属する備品である船台トレーラー 1 台及び船外機 6 台を所有し続けたまま有効に活用していない状況であった。

(環境農政局 神奈川県水産技術センター内水面試験場)

平成 30 年定期監査の中間結果の詳細については、別添 1 のとおりです。なお、残りの出先機関 259 箇所及び本庁機関 207 箇所については、今回報告分を含めて、10 月上旬に改めて結果の概要をお知らせする予定です。

## 【随時監査の結果】

今回実施した随時監査（臨時財務監査）は、平成 30 年の定期監査において、監査を実施した出先機関に対し事務指導を行っている本庁機関に状況を確認する必要があると認められた 1 箇所について監査したものです。その結果（不適切事項 1 件）については、別添 2 のとおりです。

## 問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 大嶽 電話 045-285-5053

副課長 鈴木 電話 045-285-5054